

生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援及び生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

「生駒市在宅医療介護推進部会」及び「生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析」を業務の目的とする。なお、本部会及び調査分析は、在宅医療・介護連携推進事業の手引きに基づいて実施されるものであり、市内の医療介護連携を強化し、地域包括ケアシステムを実現するために、市内の医療・介護事業者と協働し取り組むものである。

(2) 業務名

生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援及び生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析業務

(3) 業務内容

①生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援

部会員が、本市の現状の把握、課題の抽出、今後の対応策の検討まで効率的かつ円滑に会議が進められるよう、会議資料の作成（会議録の作成を含む）、先進事例等の情報収集、当日のグループワーク等会議運営の補助及び記録作成等の業務を行い、成果品を作成する。

なお、本部会において定めた「ロードマップ」及び「ロジックモデル」をもとに、会議の運営支援を行うものとする。

②生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析

調査票の立案、アンケート調査の実施、調査結果の分析業務を行い、成果品を作成する。

(①と②のいずれも別紙仕様書参照)

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2. 業務に要する費用(予定価格)

1,760,000円(税込み)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 公示日現在から過去5年間において、国又は地方公共団体の発注する「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」又は「保健医療計画」の策定に係る業務の契約実績を有する者(金額は問わない。)
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「法人格のない団体」という)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限:令和6年4月22日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

電子メールアドレス:hospital@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日:令和6年4月24日(水)15時

(4) 回答方法:市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 ア～シ 原本1部、ア～ケ 副本8部

ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)

カ 再委託調書(様式8)※再委託する場合のみ

キ 工程表(様式9)

ク 企画提案書(任意様式)

- ケ 参考見積書(任意様式)
- コ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可】※
- サ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人:納税証明書その3の3、個人:納税証明書その3の2)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可】※
- シ 誓約書(様式10)※
※本市の物品・委託業務の一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出している者については、コ～シを省略することができる。

(2) 作成要領

企画提案書は企画提案書提出届(様式2)を表紙とし、企画提案書(任意様式)とまとめて綴じること。

① 様式等

- ア 企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- イ ページ数は企画提案書提出届を除いて10ページ(片面刷り)以内とする。
- ウ 用紙の規格は、A4判縦長を基本とする。
- エ モノクロ、カラーは問わない。

② 記載項目

- 概ね以下の内容を記載すること。
- ア 生駒市のロジックモデルをふまえた会議運営支援について
 - イ 業務を支援するにあたっての考え方
 - ウ その他、特にPRしたいことなど

(3) 提出期限等

- ① 提出期限:令和6年5月7日(火)17時まで(必着)
- ② 提出場所:生駒市役所子育て健康部地域医療課(2階 21番窓口)
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
- ③ 提出方法:持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7(1)～(3)で示す審査基準(別紙1 評価基準参照)に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者選定する。ただし、提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和6年5月10日(金)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(1)～(3)で示す審査基準(別紙2 評価基準参照)に基づいてヒアリング等の内容を評価するとともに、書類審査を考慮し最も優れている提案を特定する。なお、評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審議して決定する。また、一定の評価(60%)に達した者がいないと判断する場合は、特定者なしとできるものとする。

実施日:令和6年5月14日(火)予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話又は電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは別紙1、別紙2の審査基準に基づき審査する。

- (1) 業務実施体制 15/100 点
- (2) 参考見積書 5/100 点
- (3) 企画提案(ヒアリング等)の内容 80/100 点

8. 日程

公示	令和6年4月15日(月)
質問受付締切	令和6年4月22日(月)、17時
質問回答	令和6年4月24日(水)、15時
企画提案書等受付締切	令和6年5月7日(火)、17時
第1次審査	令和6年5月10日(金)
第2次審査	令和6年5月14日(火)(予定)
結果通知	令和6年5月下旬(予定)
契約締結	令和6年5月下旬(予定)
業務開始	令和6年5月下旬(予定)

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 5. 企画提案書等の作成及び提出に示された要件に適合しないもの
- (2) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所子育て健康部地域医療課 担当 高瀬、樋浦

生駒市東新町8-38(2階 21 番窓口)

TEL0743-74-1111 内線 2410

第 1 次審査 評価基準

業務実施体制 評価基準(15点)

評価項目	評価基準	
業務実績	同種又は類似業務の実績(実績の有無、件数)	過去5年間(5件)の実績を評価する。
業務実施体制	本業務責任者の同種又は類似業務の実績(実績の有無、件数)	過去5年間(5件)の実績を評価する。

参考見積書 評価基準(5点)

評価項目	評価基準
参考見積書金額	予定価格(1,760,000 円)に対する参考見積額の比率に応じて加点する。

企画提案の内容 評価基準(80点)

評価項目	評価事項	
会議運営支援の方針	会議運営支援にあたっての着眼点や考え方など方針は適切であるか	
課題認識の的確性	会議運営支援のために必要な課題を的確に認識しているか	
業務を支援する提案の内容	提案の具体性	業務を支援する提案内容は具体的で、量も適切であるか
	提案の的確性	本業務に対する理解度が十分で、提案内容は与条件との整合性がとれており、的確であるか
	提案の実現性	業務を支援する提案内容は理論的であり、かつ実施手順、実施工程を含め、実現性があるか
	提案の独自性	本市の独自性を十分加味した提案であるか

第2次審査 評価基準

業務実施体制 評価基準(15点)

評価項目	評価基準	
業務実績	同種又は類似業務の実績(実績の有無、件数)	過去5年間(5件)の実績を評価する。
業務実施体制	本業務責任者の同種又は類似業務の実績(実績の有無、件数)	過去5年間(5件)の実績を評価する。

参考見積書 評価基準(5点)

評価項目	評価基準
参考見積書金額	予定価格(1,760,000 円)に対する参考見積額の比率に応じて加点する。

ヒアリング等の内容 評価基準(80点)

評価項目	評価事項	
会議運営支援の方針	会議運営支援にあたっての着眼点や考え方など方針は適切であるか	
課題認識の的確性	会議運営支援のために必要な課題を的確に認識しているか	
業務を支援する提案の内容	提案の具体性	業務を支援する提案内容は具体的で、量も適切であるか
	提案の的確性	本業務に対する理解度が十分で、提案内容は与条件との整合性がとれており、的確であるか
	提案の実現性	業務を支援する提案内容は理論的であり、かつ実施手順、実施工程を含め、実現性があるか
	提案の独自性	本市の独自性を十分加味した提案であるか
	その他 特筆すべき項目	上記以外の事項に関して、質疑応答も含め特筆すべき項目がある場合は評価する